

大津市週休 2 日取組工事実施要領
(農業農村整備事業版)

令和 8 年 8 月

大津市

はじめに

■目的

大津市週休2日取組工事実施要領（農業農村整備事業版）（以下「本実施要領」という。）は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、建設業全体で週休2日の取組を拡大するため、建設工事における週休2日の取組において必要な事項を定め、建設現場の週休2日を促進することを目的とする。

■背景

建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっている。

労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要である。

■適用範囲

本実施要領は、大津市（大津市企業局を除く）が発注する全ての農業農村整備事業に関する土木工事（災害復旧工事、単価契約工事及び維持作業等を除く）とする。また、営繕工事、小額工事及び現地作業が1週間に満たない工事は対象外とする。

■適用基準

本実施要領は、「週休2日取組工事実施要領（農業農村整備事業）」（滋賀県農政水産部）を準用する。

運用規定

次の表の左欄に掲げる「週休２日取組工事実施要領（農業農村整備事業）（滋賀県農政水産部）中同表の中欄に掲げる内容は、それぞれ同表の右欄に掲げる内容に読み替え等して運用する。

左欄	中欄	右欄
3. 対象工事	建築工事については、別途、交通まちづくり部建築課が定める実施要領による。	※適用しない。